

# 平成29年 7 月 臨時会 総務文教常任委員会記録

平成29年 7 月 12日 (水)

場所：鳥栖市議会 第1 委員会室



# 目 次

平成29年 7 月12日（水） .....	5 頁
-----------------------	-----



## 平成29年7月臨時会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	7月12日(水)	<p>開会</p> <p style="padding-left: 2em;">日程決定</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第29号 報 告第6号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑、総括、採決〕</p> <p>報 告（教育委員会事務局教育総務課）</p> <p style="padding-left: 2em;">鳥栖市学校給食センター被災検証委員会報告書受理後の 経過について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>閉会</p>

## 7月臨時会付議事件

### 1 市長提出議案

[平成29年7月12日付託]

議案甲第29号 工事請負契約の締結について

[可決]

[平成29年7月12日 委員会議決]

### 2 報 告

報告第6号 専決処分事項の報告について（教育委員会事務局教育総務課）

鳥栖市学校給食センター被災検証委員会報告書受理後の経過について

（教育委員会事務局教育総務課）

平成29年 7 月12日 (水)





## 1 出席委員氏名

委員長	古賀	和仁	委員	中村	直人
副委員長	下田	寛	〃	久保山	博幸
委員	小石	弘和	〃	松隈	清之
〃	尼寺	省悟			

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

教	育	長	天野	昌明			
教	育	次	長	白水	隆弘		
教	育	総務課	長	江寄	充伸		
教	育	総務課	総務係	長	原	祥雄	
学	校	教	育	課	長	平川	富久
学	校	教	育	課	長	豊増	秀文
学	校	教	育	課	長	有馬	秀雄

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

## 5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（教育委員会事務局）

議案甲第29号 工事請負契約の締結について

報告第6号 専決処分事項の報告について

〔説明、質疑、総括、採決〕

報告（教育委員会事務局教育総務課）

鳥栖市学校給食センター被災検証委員会報告書受理後の経過について

〔報告、質疑〕

## 6 傍聴者

2人

## 7 その他

なし

開会

午前10時7分

開議

**古賀和仁委員長**

ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**審査日程の決定**

**古賀和仁委員長**

本臨時会におきまして、当総務文教常任委員会に付託されております議案は、甲議案1件であります。

委員会の審査日程につきましては、お手元に配付のとおり、議案を審査し、その後、総括、採決とさせていただきたいと思っておりますので御了承のほどをよろしくお願ひいたします。

また、採決のあとに学校給食センター被災検証委員会の報告の対応について報告をいただくことにしております。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**教育委員会事務局**

**議案甲第29号 工事請負契約の締結について**

**古賀和仁委員長**

それでは、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は議案甲第29号の1議案であります。

それでは、議案甲第29号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**江寄充伸教育総務課長**

おはようございます。

それでは、議案甲第29号 工事請負契約の締結につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の臨時議会議案のページめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

議案甲第29号 工事請負契約の締結につきましては、今年度予定をいたしております田代中学校屋内運動場大規模改造等工事のうち、建築工事に関しまして、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約につきまして市議会の議決をお願いするものでございます。

今回の契約につきましては、去る6月22日に指名競争入札を行いまして6月23日に仮契約を締結したところでございます。契約金額につきましては1億9,634万4,000円で、契約の相手方につきましては株式会社伸晃建設となっております。

また、改修内容につきましては、今回、屋内運動場の基礎部分及び骨組み部分を残しまして、それ以外ほぼ全面的に改修をする予定でございます。

また、合わせまして、屋内運動場内のトイレの改築及び新たに備蓄倉庫のほうを整備することといたしております。

なお、別添参考資料のほうに、1ページに工事請負仮契約書の様式。それから、2ページから5ページに屋内運動場の配置図、平面図及び立面図のほうを掲載しております。

説明については以上でございます。

#### **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

この1億9,000万円って、今説明を受けたんですけど、そこまでやらなくてはいけないような工事かなというふうなことを思うんですけど、どういうふうな修理内容をやっていくかというふうなことを、明細があればそれを出していただきたいと思うんですけど。

#### **原祥雄教育総務課総務係長**

今回、田代中学校の体育館の大規模改造工事の内容でございますけれども、主なものとしたしまして屋根のふきかえ、外壁、サッシの全て取りかえ、そして内部改修といたしまして、内側の壁、そして床、フローリング、これステージも含めまして全てやりかえたいというふうなことで計画をいたしております。

そのほかでは、照明器具について、落下防止対策が図られていないものがございましたので、こちらについて落下防止対策を図ると。合わせて照明器具の取りかえを行うというふうな内容となっております。

工事の金額、一応、建築工事で1億9,600万円を、今回御審議をお願いしておるわけなんですけれども、平成15年度に鳥栖中学校の体育館の大規模改造工事を実施した際には、やはり

相当の金額がかかりまして、今回と同じように議会の議決、議会の同意のほうをいただくというような手続をとっております。

校舎のほうは部分的な補修しかできないところがございますけれども、校舎と違いまして体育館につきましては、鉄骨造りということもございまして、外壁、屋根等が外せるというふうなつくりになっております。したがって、今後20年、30年、なるべく手を入れないで済むような改修内容したいというふうに考えております。

おのこの屋根のふきかえであるとか、外壁の取りかえに係る費用につきましては、申しわけございませんが、この場に資料のほう、まとめたものがございますので御答弁のほうはちょっとできません。申しわけございません。

**小石弘和委員**

いや、私は資料を出してくれと言っているんですけど。これ、ないというようなことやなくて、資料を出さないよ。

**白水隆弘教育次長**

資料を作成いたしましたので、本議会終了までのうちに御提出をさせていただくということではよろしゅうございますでしょうか。

**小石弘和委員**

この委員会で審査せないから、要するに出さないといふことは私には言ってるんですよ。

**白水隆弘教育次長**

ただいま、作成なり確認に入らせていただきますので、資料作成につきましてはお時間を頂戴したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

**古賀和仁委員長**

ちょっと暫時休憩します。

午前10時14分休憩



午前10時56分開議

**古賀和仁委員長**

再開をします。

先ほど、小石委員より資料の提出が要求されておりましたので、今、机の上にお配りをし

ております。

質疑を行います。

### **白水隆弘教育次長**

資料作成に時間を頂戴いたしましたこと、まずもっておわびを申し上げます。

お手元に資料を配付してあります。

まず、表紙に総計表、2枚目が各工種ごとの表、それから3枚目に比較といたしまして、入札状況調書をつけております。

まず、2枚目からそれぞれ御説明をさせていただきたいと思います。

今回の大規模改造工事につきましては、工種といたしましては3工種ございます。屋内運動場の大規模改造工事、それからそれに付随いたします機械室の改造工事、それと、トイレと備蓄倉庫の増築工事になります。

まず、屋内運動場の大規模改造につきましては、土工、コンクリート、鉄骨など15工種にわたりまして、直接工事費が1億4,197万2,483円でございます。

それから、付随いたします機械室の改修工事につきましては、それぞれ防水、左官、塗装・吹付ということで65万349円。

それから便所と、それに付随いたします、今回、改めて増築をさせていただきます備蓄倉庫の増築工事でございますが、これは新たに土工、コンクリート、鉄骨、金属、塗装、内外装を含めまして872万9,102円でございます。

3工種の合計が右下にございます。直接工事費1億5,135万1,934円でございます。

表紙に戻っていただきまして、当該直接工事費の合計額がA建築という欄の右側に表示をしております。これに、現場の経費等を足し込みまして、今回の入札に付した金額は1億8,547万円で入札の手続に至ったわけでございます。

入札につきましては、一番最後のページでございますけれども、入札状況調書をごらんいただきたいと思います。

最低制限価格につきましては1億5,600万円でございます。予定価格は、先ほど申し上げましたように1億8,547万円でございます。業者は市内の建築A業者でございます。

工事の概要といたしましては、防水改修一式、外壁改修一式、建具・塗装・内装改修一式でございます。

入札日は6月22日でございます。

それぞれごらんになっていただいておりますように、今泉建設が99.31%、小数点第2以下は切り捨てで計算をしております。

続きまして、大島組が99.20%、栗山建設が98.99%、坂口組が98.48%、伸晃建設が98.02%、

マツコーが99.00%ということで、最低金額の伸晃建設の1億8,180万円で落札に至ったということでございます。

以上、簡単でございますけれども御説明にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

### **小石弘和委員**

ちょっとお尋ねしますが、先ほど予定価格を出す場合、どういうふうな根拠でね、出されたのかなど。

設計金額が要するにあつて、それに予定金額を出したと。どこで、どう出されたのかなどというようなことをちょっとお願いいたします。

### **白水隆弘教育次長**

まず、2ページ目でございますが、これは全て積み上げの、項目ごとの集計でございます。

屋内運動場の大規模改造工事につきましては、仮設工事費を含みまして、土工、コンクリート、鉄骨、要は先ほど申しましたように、骨組みを残して全ての部材に手を加えるということでございますので、この屋内運動場の大規模改造工事につきましては、ほぼほぼ建築工事と考えられます全ての工種がここに記入をされておるところでございます。これに数量、その他を掛けましてこの金額が出てきておるわけでございます。

続きまして、機械室につきましては、これは体育館内の機械室でございます、これは屋内に附属するものでございますので、若干金額が少のうございます。

さらに、一番右側でございますけれども、便所の改修工事、並びに便所に併設いたしまして、今回、田代中学校の体育館には備蓄倉庫をつくるということで、この増築に至ります工種、その他を計上させていただいておるということでございます。

この全ての直接工事費、これには経費がかかっておりませんので、直接工事費を足し込んだものが1億5,135万1,934円という金額でございます。

この直接工事費に諸経費、これは諸経費率がございますので、法に応じた諸経費率を掛け合わせたものを足し込んで合計金額、今回、入札に付した金額1億8,547万円の算出に至ったわけでございます。

以上でございます。

### **小石弘和委員**

これ、屋内運動場、いつできたんですかね、建てたんですかね。築年数は。

### **原祥雄教育総務課総務係長**

田代中学校の体育館につきましては、昭和59年2月の竣工でございます。昭和58年度竣工で33年を経過しております。

### **小石弘和委員**

先ほど、鳥栖中学校の体育館の大規模改修と、あれは、いつして、要するに金額は幾らぐらいかかったんですかね。

### **原祥雄教育総務課総務係長**

鳥栖中学校の屋内運動場の大規模改造工事につきましては、平成15年の12月に竣工いたしております。

金額につきましては、済みません、確認をさせていただいて報告をさせていただきます。

### **古賀和仁委員長**

それは、すぐ出ますか。

### **白水隆弘教育次長**

ただいまの金額については確認中でございますので、その他質問がございましたらお受けしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

### **古賀和仁委員長**

では、ほかに。

### **尼寺省悟委員**

今の続きなんですがね、平成15年から今度で10年、違う、15年ぐらいか。

あと、この程度の大規模改造が必要な小中学校の体育館っちゅうのはどのぐらいあって、どういった予定っちゅうんか、その辺はどう。

### **白水隆弘教育次長**

さまざま一般質問等で議題にさせていただいております大規模改造の、年次の計画でございますけれども、今回、田代中学校をしかかっております。

それで、それぞれ順番に今まで行っておるわけでございますけれども、これ、建築年次とはまた別の傷みぐあい等がございまして、建築年次それぞれに順番が回ってきているという状況になってはございません、状況といたしまして。傷みが激しい部分など、それから、若干改築が必要な部分などがそれぞれ出てきた場合に順番を変えてでも行っているという状況もございます。

今回、一般質問の御答弁でも前回させていただいておりますように、大規模改造工事のサイクルとは別にトイレ改修をさせていただくということにさせていただいております。それが終了次第、屋内の特別教室のエアコンも取りかかりたいと考えております。

それと同時にですね、大規模改造事業のサイクルを2校ずつあわせて取り組ませていただきたいということはもう、先に一般質問で御答弁をさせていただいている次第でございます



ので、あとは学校の状況、傷みぐあい、それから生徒さん方の増減のぐあいなど、全ての条件を加味いたしまして順番等諮らせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

せっかく体育館の話が出たんで、関連でちょっと質問したいんですが、これは佐賀新聞の（「マイク」と呼ぶ者あり）

**古賀和仁委員長**

マイクをお願いします。

**尼寺省悟委員**

記事なんですけどね。

鳥栖市の体育館で、落下防止未実施のつり天井がある体育館が4つあるという記事が出てるんですが、知ってますかね、この辺。この点について。

これは、県の教育委員会の総務課で発表したもので、鳥栖市には体育館の工事を始めようと手がけた事前の調査でわかったと。4つあると。

その4つの学校の体育館が、どれどれであって、その辺についてどういうふうに考えているのか、ちょっとこの際だから聞きたいんですが。

**白水隆弘教育次長**

ただいまの御質問の資料につきましても、手元に準備してございませんので、検索させていただきます。今議会に御報告をさせていただきたいと思えます。

少々時間をいただきたいと思えます。

**尼寺省悟委員**

全然知らなかった、聞いてなかったの。

**古賀和仁委員長**

暫時休憩します。

午前11時8分休憩



午前11時13分開議

**古賀和仁委員長**

再開をします。

執行部の答弁を求めます。

#### **原祥雄教育総務課総務係長**

小石委員御質問の、鳥栖中学校におきまして実施をしました屋内運動場の大規模改造工事の建築工事の金額でございますけれども、金額は1億7,115万円ちょうどでございます。

#### **小石弘和委員**

これ、1億7,150万円ですね。（「115万」と呼ぶ者あり）115万円。

これ、税込みですね。

#### **原祥雄教育総務課総務係長**

税込みでございます。

#### **小石弘和委員**

わかりました。

#### **古賀和仁委員長**

それと。

#### **白水隆弘教育次長**

尼寺委員からの御質問の、鳥栖市内でつり天井が施工されておる学校につきましては、鳥栖小学校、鳥栖北小学校、弥生が丘小学校、鳥栖西中学校の4校でございます。

これに対応いたします施工といたしましては、鳥栖小学校につきましては、本年度、非構造部材の耐震化に合わせまして、つり天井の耐震化も行わせていただくということになっております。

それから引き続き、今年度に同様の設計を行いますのが鳥栖北小学校、鳥栖西中学校、それから、来年度に同様の設計を行いますのが残ります弥生が丘小学校ということで、順番に耐震化の施工をさせいただくということで御報告いたします。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

つり天井ということで給食センターは被災を受けたけれども、これらの4つについては、例の熊本地震の影響での被災はなかったんやろうね。

#### **白水隆弘教育次長**

この4校についての、つり天井の体育館からの被災の報告はいただいておりません。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

何で。何が違うわけ。

片方は被災があつて、片方は被災がないと。どこが違うのかな。

#### **白水隆弘教育次長**

基本的な構造も違いますし、基本的にはコンクリート構造物、給食センターはコンクリート構造物でございますけれども体育館は鉄骨づくりという（発言する者あり）

失礼しました、鉄骨づくりだそうです。すいませんでした。訂正いたします。

同様の鉄骨づくりだそうです。

基本的に載っておる部材とかの物もございます。と思います。

それで、この被災についての検証につきましては、この委員会終了後に御報告のほう、させていただくものの中に一部ございますので、それにかえさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

#### **尼寺省悟委員**

ちょっと一言だけ。

結局さ、給食センターの場合は両方ともつり天井だからクリアランスがあるけれども、給食センターの場合は気密性を保つために廻り縁を設置せないかんけれども、体育館の場合にはそれしなくていいと、そこが違いやろう。

その違いによって、片方は被災を受けて、片方は被災を受けなかったというふうに考えていいんでしょう。

#### **白水隆弘教育次長**

大まかには、そのような構造の考え方でよろしいかと思います。

ありがとうございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

#### **古賀和仁委員長**

ほかに。

〔発言する者なし〕

ないようですので質疑を終わります。



### **報告第6号 専決処分事項の報告について**

#### **古賀和仁委員長**

次に、報告第6号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

執行部の報告を求めます。

**平川富久学校教育課長**

それでは、報告第 6 号について御説明申し上げます。

議案の 2 ページと 3 ページをごらんください。

これは、事故に基づく損害賠償の額について、専決処分したことにつきまして御報告するものでございます。

この案件は、平成29年 5 月15日、鳥栖中学校の敷地におきまして、学校用務員が除草作業をしていたところ、操作する草刈り機によってはね上げられた石が、敷地内に駐車をしておりました職員の自家用車の右側後部座席のガラスを損傷したものでございます。損害賠償の額は 4 万7,196円でございます。

以上でございます。

**古賀和仁委員長**

執行部の報告が終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ございませんので、質疑を終わります。

**古賀和仁委員長**

暫時休憩します。

午前11時18分休憩

oo

午前11時19分開議

**古賀和仁委員長**

再開します。

oo

総 括

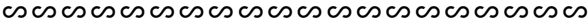
**古賀和仁委員長**

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら  
発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

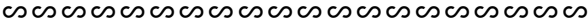
総括を終わります。



**採 決**

**古賀和仁委員長**

これより採決を行います。



**議案甲第29号 工事請負契約の締結について**

**古賀和仁委員長**

議案甲第29号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。



**古賀和仁委員長**

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

報 告（教育委員会事務局教育総務課）

鳥栖市学校給食センター被災検証委員会報告書受理後の経過について

**古賀和仁委員長**

次に、執行部より、議案外の報告の申し出がっておりますので、これを受けたいと思います。

それでは報告をお願いします。

**白水隆弘教育次長**

若干、お時間を拝借いたします。

お手元に配付しております3種類の資料につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、資料の第1でございますけれども、これは、先般6月16日に検証委員会より報告書を受理いたしまして、直ちにその内容を精査いたしまして、私ども、それから市長以下機関決定をさせていただきました報告書の内容を遵守するという方針に基づきまして、記載されております株式会社安井建築設計事務所及び今泉・鳥飼建設共同企業体、代表今泉建設株式会社の代表の者を市役所に招聘いたしまして、私以下3者で第1回目の協議を6月23日に持たせていただきましたところ、先方より口頭で――その場では口頭でございますけれども――口頭で補修、それから2年目の点検をやらせていただきたいという申し出がございましたので、文書により提出をお願いしましたところ、この文書を受理したところでございます。

内容につきましては、点検報告書に基づいて瑕疵の対象部位の是正工事及び未実施となっております2年検査の履行をさせていただきたいということで、それぞれ内容につきましては協議をさせていただきたいという内容でございます。

続きまして、その裏でございますけれども、本市といたしましての報告書受理後の対応方針案でございますけれども、お示しをさせていただいております。

重複となりますけれども、6月16日に報告書を受理させていただきまして、同日、若干の不手際でございますけれども、議員の皆様には報告書を配付させていただいた次第でございます。

また、それと並行いたしまして、受理した直後より市長、副市長交えまして、鳥栖市の方針の基幹的なものにつきまして協議をさせていただきまして、報告書内容の遵守をすることによって決定をさせていただいたところでございます。

その方針に基づきまして、先ほど申し上げましたように3者協議という、報告書の指示に

従いまして、6月23日に安井、それから今泉との協議を持たせていただいたところでございます。

それと並行いたしました、私どもも鳥栖市の顧問弁護士のほうにそれぞれ瑕疵担保の考え方、それから瑕疵担保期間の考え方など、それぞれ疑問点がございましたので、並行して顧問弁護士への相談をさせていただいておる次第でございます。

続きまして、7月4日でございますが、当該、今お示しいたしました修理申出書、提案書の提出がございましたので、それを受理したところでございます。また、この受理を受けまして、7月10日に、同じく顧問弁護士に今後の方針、それから考え方の詳細にわたりまして御相談を申し上げた次第でございます。

今後の予定といたしましては、直近に決まりましたものがございますので、ここに記載をいたしておりませんが、早ければ来週半ばに第2回目の業者との3者協議を持たせていただきまして、補修内容、それから瑕疵担保の範囲、工事の範囲などにつきまして詳しく協議を持たせていただきたいと考えております。

それで、今後の予定といたしましては、今申し上げましたように作業の仕分け、それから瑕疵担保の修補、それからそれ以外の部分についてどう考えるのか、どう決定するのかというところがございますので、これは協議内容を受けまして、それぞれ考え方が出てまいるものと考えております。

続きまして、それを受けまして、工期・工程の協議。当該センターも行事ごとがございますので、そういった行事とのすり合わせで工期、工程を確定させていただきたいと考えております。

そこまで終わりました後に手法、施工に関します協定と申しますか、覚書と申しますかこのあたり——このあたりの名称も弁護士と相談いたしておりますけれども——の締結という段取りを今のところ想定いたしております。

なお、調理エリアにつきましての施工は当方の希望といたしましては、来年夏休み中を希望しておるということはもう既に弁護士、並びに両業者にはお伝えをしておるところでございます。

それで施工後、清掃、それから給食開始という段取りにさせていただきたいという案でお示しをしております。

続きまして、資料2でございますけれども、これは提案書中がございます2年検査とは何ぞやという御質問等が事前になされておりましたので、それに関します回答でございます。

2年検査の定義といたしましては、契約条項の瑕疵担保に基づきまして、コンクリート構造物の建築物では2年の瑕疵担保期間が設定されているために、1年目、2年目とふぐあい

を点検して調整をするものでございます。

点検の内容といたしましては、工事の完了検査といたしましては3種類ございまして、工事関係書類審査、それから出来型検査、それから品質検査等をそれぞれ行ってまいりますが、当1年検査、2年検査につきましては品質検査が主なものとなります。事前に、点検項目の整理を行います。現場からのインタビュー、それから目視、触診などを行いまして、あらかじめチェックを行ったものにつきまして重点的に点検を行っていくというものでございます。

手順といたしましては、市及び建築業者、関係業者を現地で立ち会いたした上、事前の点検項目等に基づいて不都合箇所の確認、手直し指示、それから手順確認をいたしまして施工、それから完了という手順を踏んでまいるのでございます。

その後といたしまして、今回の2年点検につきましては、震災を考慮しない場合の未実施分を行うものという申し出をいただいております。

なお、報告書を受けまして、瑕疵担保期間が故意、または重大な過失が生じた場合の期間は10年という約款の表記がございますので、これも合わせて顧問弁護士に相談をさせていただいております。

続きまして、次のページでございますけれども、項目が7項目にわたりまして、詳細に点検箇所等をお示しいたしておりますけれども、この全てにおきまして事前に調査をいたしましたものについて1年点検、2年点検をしておりますというふうなものでございます。

資料2の3ページ目をお願いいたします。

この3ページ目のものが、1年目に実施をいたしましたものの報告書でございます。

12項目にわたりまして、当該業者、建築、それから電気、設備の業者全てを立ち会いさせまして、8月8日に事前の打ち合わせに従いまして補修等を行ったものでございます。その報告書でございます。

鳥栖市の立会者は犬塚、それから設計工事につきましては安井、それから今泉・鳥飼JVにつきましてはそれぞれの担当者、電気工事、それから設備工事の担当者が立ち会っております。

最後に資料3といたしまして、現在、鳥栖市が顧問弁護士に集中的に相談をいたしております項目、2項目を掲載しております。

1項目は、瑕疵の範囲の考え方といたしまして、震災後に要した経費の全てを瑕疵担保責任分として考えてよいか否か、という御判断を今仰いでいる最中でございます。これに関しましては、まだ途中でございますが、若干のコメントを、アドバイスを頂戴いたしているものを口頭ではございますが御紹介をさせていただきます。



顧問弁護士によりますと、検証委員会の報告には、設計監理者及び施工者の過失はないとうたっているが、瑕疵担保請求による修補をすることが相当と記載されていると。また、補修請求とあわせて損害賠償は可能であるけれども、今回は3者協議の上、修補を行うようにと結論づけられているということでございます。

それで、損害賠償の請求もできるとされておりますけれども、いきなり損害賠償した場合にトラブルに発展する可能性が非常に高いと考えられるため、まずは報告書に従いまして3者協議を行い、瑕疵担保請求以外の部分についても、それぞれ合わせて協議をすべきというアドバイスをいただいておりますのでございます。

また、瑕疵の重要度をにつきまして、契約約款上、一応、コンクリート構造物は2年とされておりますが、今回、このような事態に至っておりますので、重大な過失があったんではないかということですね、合わせて弁護士相談を申し上げているところでございますが、弁護士からのアドバイスによりますと今回の検証委員会の報告書によれば過失はないとされておるということでございますので、したがって2年と考えるのが相当であるというアドバイスをいただいておりますのでございます。

ただし、この2年は既に竣工時より過ぎております。ので、一番最初に御紹介いたしました2年を過ぎておりますけれども、この給食センターに关します提案書の中に、2年点検も合わせて施工させていただきたいという申し出がございますので、それはその申し出に沿って2年点検を合わせて施工すべきというアドバイスは頂戴しているところでございます。

以上、簡単でございますが、報告書を受領し今日までの経過を報告させていただいた次第でございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

#### **松隈清之委員**

今までの流れの中で、報告書を受領して当日に——これ表現がどうなのかわからないですけど——報告書を遵守っていうことを言われ、報告書遵守と。言葉がどうなのかわかんないですけど、遵守と言われてるんですね。

それで、その後の弁護士さんとのやりとりも今ちょっと御説明ありましたが、あくまで第三者の立場で出されとるわけなんで、それに対して鳥栖市がどう対応していくかっていうのを弁護士さんに相談する前に、早々に遵守と、この遵守って言う以上は、報告書に瑕疵が、ね。過失がないと言われていれば、もうそれを遵守するということになるんで、鳥栖

市の立場はもう言えないですよ。立場としてはね、遵守するともう表明してるんであれば。

だから、そこら辺が、何らかの考えがあって、ちょっと検討しますも何もなしに、報告書遵守と出されているんで、そこら辺は何か理由があったんですかね。

### **白水隆弘教育次長**

当日、報告書受理とあわせまして、市幹部と協議を持ったわけでございますけれども、その中で報告書に、簡単に言いますと、概要の中でまとめられておりますように、まず過失は認められないということ、それからクリアランスが存在したことは明らかなのでこれについては過失でしょうという御提案。それで、その修補にあたっては3者で協議をして決定をすべきであるという内容をお示しいただいておりますので、その点につきましてはその方向性に沿って事を進めてまいりたいということで、遵守という表現をさせていただいております。以上でございます、遵守という表現がふさわしいかどうかは別といたしまして、ちょっとこの場はそのように表現をさせていただいております。

報告書の内容に沿った形で今後の対応を進めてまいるという意味で遵守という言葉を使わせていただいているものでございます。

以上でございます。

### **松隈清之委員**

もちろん、第三者とはいえね、こちらが頼んで調査をしていただいたわけなんで、尊重はされるべきだと思うんですよ。尊重されるべきだと思うけど、この報告書……、ここで書かれているのが、ただ言葉として報告書を遵守と書かれているんで、明確にどういう表明をされたのかよくわからんですけど。

結論として、じゃ3者で協議しながらいくってということについては、その方向でいくということであれば全然いいんですけど、書かれてること全てが、検証委員会のこと全てがもうそのとおりだと、ということになるともう弁護士さんの言われることよりも報告書でそう書かれているからそうにしかありませんよねっていう話にしかならんと思うんですよ。

だから、当然、話し合いで解決するのが一番だと思うんで、それはそれで構わないんですけど。ここで、相談されている対象事項——資料3なんですけどね。例えば、瑕疵担保の期間、請求期間が2年であるが、その瑕疵が故意、または重大な過失により生じた場合は瑕疵担保請求期間が10年となると、この事案はいずれに該当するのかっていうのも、重大な過失があるという気持ちがなければこんなこと聞かないんですよ、はなから。

だから、その気持ちのずれが実はあるんじゃないかという気がするわけ。

### **白水隆弘教育次長**

今回、過失の重要度を改めて確認させていただいたものにつきましては、過失がないとい

う報告書の中に表現がございますが、実際現場は被害を受けていると。

要は、そのこの過失がないという表現と実際現場は被災しているじゃないかという、その間の私どもの、この事務局側と執行部側と申しますか、市役所側ですね、疑問点が大いにありましたものですから、ここの瑕疵の重要度については再確認をセカンドオピニオンのにさせていただきますのでございます。

### **松隈清之委員**

だとするとね、早々に遵守という表明をする必要なかったんじゃないかなと思うわけですよ。

報告書は報告書でいただきましたと、もちろん尊重はすべきなんだろうけど、今後検討いたしますということであればね、いろんな対応見えてくるけど。何か、もう遵守って言われると、もうこれ以外のものは、要は書かれていること、報告書を遵守だからね。

その結論に対してはどうかなくて、それぞれもう過失があるとは言えないと。でも多分、ちょっと気持ち若干あるけれども、そこら辺の気持ちのずれはやっぱりあるんだろうなと思うんですよ。

そこはそこで、もうとにかく話し合いだから、話し合いで、もちろん報告書はこうなってるけれども、当然、そこは話し合いの中ではね、折り合いのつけどころとしては、そういう気持ちも要るんじゃないのかなと、うちはやっぱりこう思っている部分があるというのは。

まあ、話し合いですからね、話が、気持ちが伝わればうまくいくこともあるんで。そこは、ある程度、こちらの思い思いでぜひ伝えていっていただきたいなと思います。

答弁は結構です。

### **尼寺省悟委員**

ちょっと一言だけ。

私も報告書の内容を遵守するということはね、ちょっと私、違和感も思うし、それも受けた当日にね、そして議会に対して説明も何もないでしょう。

例えば、全協を開いてね、議会の意見を聞いてから、こういったこと発表したって遅過ぎやしないと思うっちゃんね。

それから、先ほど言われたようにね、あんだけの時間をかけたわけでしょう。ほかの公共施設が何も被害を受けてないと、1年半で、それに対してね、何も落ち度はありませんと言われたらね、その報告書に対して、やっぱりどうかなと思うのは私だけやないと思うっちゃんね。

それを遵守すると、遵守するということやったら行政処分もしないということだろうと思うばってんね。

ただ、故意、または重大な過失によって生じた場合と、故意、または重大な瑕疵なんだからということで顧問弁護士さんが言ったらね、また話は変わってくるし、さっき、違うとか言われたばってんね。そしたら行政処分だってね、当然、考えないかんことだろうと思うんでね、だから余りにも、やっぱり早過ぎるしもうちょっとね、議会の意見とかやっぱり聞くべきだと、そう思いますね。

#### **白水隆弘教育次長**

済みません、先ほども若干コメントさせていただきましたけれども、遵守という表現を使わせていただいておりますが、ベースとして尊重させていただくという意味ですね、使わせていただいておりますので、この資料につきましては後刻訂正をさせていただきます、再度配付をさせていただきますと思います。

若干、言葉の使い方を誤っておりますので、申しわけございませんでした。

#### **古賀和仁委員長**

あとは。

[発言する者なし]

ないようですので、以上で執行部からの報告を終わります。

なお、執行部にはお願いをしておきます。ただいま指摘のあった分については、ぜひしっかりと丁寧をお願いしておきます。

それから、21日に全員協議会があるということでございますが、今後、委員会に報告とかある場合は、できるだけ速やかに報告をしていただきたいと思いますようお願いをしておきます。



#### **古賀和仁委員長**

以上で、平成29年7月臨時会総務文教常任委員会を開会いたします。

午前11時40分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 古 賀 和 仁 ⑩

